

## 道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式の実施について

〔平成18年5月29日交指甲達第64号〕  
〔警察本部長から部課署長あて〕

改正 平成19年5月29日交指甲第35号

対号 昭和43年6月13日付け発交一第360号「道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式の実施について（通達）」

道路交通法等違反事件の処理については、対号により運用してきたところであるが、このたび、平成18年5月26日付け金地企第92号「道路交通法等違反事件に関する司法警察職員捜査書類基本書式例の特例について」の金沢地方検察庁検事正からの指示により、「道路交通法違反等事件処理のための共用書式」（以下「交通切符」という。）が制定され、本年6月1日から実施されることとなったので、その適正な運用に遺憾のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

### 記

#### 第1 交通切符等の様式

- 1 交通切符の様式は、道路交通法違反事件を処理する場合は別添第1を、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件を処理する場合は別添第1の2を、それぞれ使用するものとする。

なお、別添第1交通切符の(5)違反事項・罰条欄に記入する違反事項、罰条及び補足事項の記載例並びに同交通切符2枚目裏の報告書：続欄に記入する事項の記載例は、別表のとおりとする。

- 2 交通切符によって処理される少年事件を家庭裁判所に送致し又は地方検察庁から区検察庁に移送する場合の送致書及び移送書の様式は、別添第2のとおりとする。
- 3 上記1、2のほか、交通切符によって処理される事件に使用する捜査書類の様式は、次のとおりとする。

- |             |      |
|-------------|------|
| (1) 送致書     | 別添第3 |
| (2) 被疑者供述調書 | 別添第4 |
| (3) 参考人供述調書 | 別添第5 |
| (4) 実況見分調書  | 別添第6 |

#### 第2 適用範囲

道路交通法違反事件のうち交通反則通告制度の適用を受けない事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件のうち同法第17条第2項第2号の罪に係る事件について適用する。ただし、次に掲げる事由のいずれかに該当する事件を除く。

- (1) 自由刑の求刑を相当とする事件
- (2) 告訴又は告発に係る事件
- (3) 被疑者を逮捕した事件
- (4) 証拠品を押収した事件
- (5) 被疑者が否認している事件
- (6) 物件事故を伴う違反のうち

- ア 被害者多数（3人以上）の事件
- イ 将来、当事者間において争いが生じるおそれのある事件
- (7) 別添第1交通切符の(5)違反事項・罰条欄及び別表の違反事項・罰条欄に掲げる罪種以外の罪種に係る事件
- (8) その他この制度によることが相当でないと認められる事件

## 別添

### 交通切符制度の対象となる違反

- 1 警察官のする現場指示違反（4・ 、119・ (1)、121・ (1)）
- 2 警察官のする混雑緩和の措置命令違反（6・ 、120・ (1)）
- 3 警察官のする通行禁止制限違反（6・ 、119・ (1)、121・ (1)）
- 4 歩行者の信号無視（7、121・ (1)）
- 5 歩行者の通行禁止違反（8・ 、121・ (1)）
- 6 警察官等のする歩行者の通行方法指示違反（15、121・ (4)）
- 7 最高速度超過（30 km / h（高速 40 km / h）以上）（22、118・ (1)）
- 8 車輪止め標章破損・汚損・取り除き（51 の 2・ ・ 、121・ (9)）
- 9 放置車両確認標章破損・汚損・取り除き（51 の 4・ ・ 、75 の 8・ ・ 、121・ (9)）
- 10 積載物重量制限超過（大型等 10 割以上）（57・ ・ 、118・ ・ (2)）
- 11 警察官等のする自転車の通行方法指示違反（63 の 8、121・ (4)）
- 12 制動装置不良自転車運転（63 の 9・ ・ 、120・ (8 の 2)）
- 13 無免許運転（64、117 の 4(2)）
- 14 酒気帯び運転（65・ ・ 、117 の 2(1)、117 の 4(3)）
- 15 警察官のする高速道路等における危険防止等の措置命令違反（75 の 3、119・ (12 の 2)）
- 16 道路における禁止行為の違反（76・ (3・6)、120・ (9)）
- 17 無許可道路使用（77・ (1・2・3)、119・ (12 の 4)）
- 18 無資格運転（85・ ・ ・ ・ ・ 、118・ (7)）
- 19 仮免許運転違反（87・ ・ 、118・ (8)）
- 20 免許証の記載事項変更届出義務違反（94・ ・ 、121・ ・ (9)）
- 21 道路交通法別表第二の上欄に掲げる違反行為（第 62 条、又は第 63 条の 2 第 1 項に係る部分のうち、運転させた行為及び第 63 条の 2 第 2 項又は第 74 条の 3 第 5 項に係る部分を除く）
- 22 自動車の保管場所の確保等に関する法律違反（同法第 5 条第 2 項、第 8 条第 2 項第 2 号に係る部分に限る。）